② 契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行埼玉新都心代理店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　関東農政局）。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。

⑸ 手続における交渉の有無　無。

⑹ 契約書作成の要否　要。なお、契約日は、令和７年度予算成立日以降とする。

⑺ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　有。

⑻ 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は10分の３以上とする。また、低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

⑼ 契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

⑽ ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

⑾ 発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⑿ 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⒀ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。

⒁ 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑵に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、上記４の⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⒂ 電子入札について

① 電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（関東農政局ホームページ：http://www.maff.go.jp/kanto/shinsei/order/index.html）による。

⒃ 出来高部分払方式　中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合で契約工期が180日を超えるものについては、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒄ 営業所の専任技術者と工事の配置予定技術者の重複確認について落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⒅ 発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規定（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規定第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

② 指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼

③ 自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼

④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⒆ その他　詳細は入札説明書による。

6 Summary

⑴ Official in charge of disbursement of the procuring entity : ANDO Takashi, Director General of Kanto Regional Agricultural Administration Office

⑵ Classification of the services to be procured : 41

⑶ Subject matter of the contract : Repair and other work of the Funadama pump station in National project for emergency irrigation facilities repairment in Kinugawa River South area

⑷ Time limit for the submission of application forms : 12 : 00 P.M., 15 April 2025, in case of submission by paper : 12 : 00 P.M., 15 April 2025

⑸ Time limit for the submission of tenders and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M., 3 June 2025, in case of submission by paper : 12 : 00 P.M., 3 June 2025

⑹ Contact point for tender documentation : FUKAGAWA Toshiyuki, First Technical Review Section, Design Division, Rural Infrastructure Development Department, Kanto Regional Agricultural Administration Office, 2―1 Shintoshin, Chuo-Ku, Saitama city, Saitama prefecture, 330―9722, Japan. TEL 048―740―0533

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和７年３月13日

国立大学法人群馬大学

医学系研究科長　調　　憲

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　10

○第３号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　24

⑵ 導入計画物品及び数量　レーザー走査型共焦点超解像顕微鏡システム　一式

⑶ 調達方法　購入等

⑷ 導入予定時期　令和８年１月以降

⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件

A　共焦点画像の取得が可能であること。

B　近赤外蛍光を用いた生体試料の観察が可能であること。

C　超解像ユニットを用いた生体試料の高精細かつマルチプレックスなイメージングが可能であること。

D　生体試料のライブイメージングが可能であること。

E　光―電子相関顕微鏡法を行うための電子顕微鏡との相関ユニットを有していること。